

# 公益社団法人日本ホッケー協会 加盟団体規程

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という。）定款第56条の規定に基づき、加盟団体に関する事項について定める。

### (加盟団体)

第2条 加盟団体は、定款に定める本協会の目的に賛同し、本協会と連携及び協働する団体であり、当該団体の種別に応じて、次の各号に分類する。

(1) 定款第56条第1項(1)に定める団体（以下「都道府県協会」という。）

(2) 定款第56条第1項(2)に定める団体（以下「連盟等」という。）

- ・日本社会人ホッケー連盟
- ・一般社団法人日本学生ホッケー連盟
- ・全国高等学校体育連盟ホッケー専門部
- ・日本ホッケー協会 U15 カテゴリー一部会
- ・日本ホッケー協会スポーツ少年団部会
- ・日本ホッケー協会マスターズ部会

(3) 定款第56条第1項(3)に定める団体（以下「一般社団法人ホッケージャパンリーグ（以下「HJL」という。）」という。）

### (加盟団体の目的・使命)

第3条 加盟団体は、ホッケー競技の普及、振興並びに加盟団体の傘下における役員及び関係者の取りまとめ等を目的として設立されるものとする。

2 加盟団体は、社会的存在としての責務を自覚した組織運営等を行うものとし、以下の取組を自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 「スポーツ宣言日本」（平成23年7月15日採択）に提起するスポーツの使命の実現を目指し、本協会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に尽力すること。
- (2) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての公正性・公平性・透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティ

ティの向上を図ること。

(4) スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与すること

## 第2章 組織

(都道府県協会の組織)

第4条 都道府県協会は、各都道府県におけるホッケーを総合的に統括する都道府県協会として適当なる組織を有しなければならない。

2 前項の団体名およびその役職名には、当該都道府県名を冠しなければならない。

(連盟等の組織)

第5条 連盟等は、ホッケーに関する事業を行う統括団体として適当なる組織を有しなければならない。

(H J Lの組織)

第6条 H J Lは、ホッケーリーグに関する事業を行う統括団体として適当なる組織を有しなければならない。

## 第3章 権限

(加盟団体の権限)

第7条 本協会の理事会に対し、理事候補者を推薦すること。

2 本協会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。

3 本協会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。

4 加盟団体の組織運営等に関して本協会の指導又は助言を求めること。

5 本協会の加盟団体であることを称すること。

6 本協会が提供した情報を取得すること。

## 第4章 義務

(遵守すべき事項)

第8条 加盟団体は、次の事項に取り組まなければならない。

(1) 関係法令及び本協会諸規程等を遵守するとともに、本規程第3条に定める使

命を果たすよう努めること。

(2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めること。

(3) アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。

(4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること

(届出義務)

第9条 加盟団体は、次の事項を本協会に届けなければならない。

(1) 役員名簿

(2) その他本協会が必要と判断した資料

(協力義務・報告義務等)

第10条 加盟団体は、すでに本協会に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面をもって本協会に届け出なければならない。

2 加盟団体は、その運営、事業又は活動に関する本協会からの問い合わせに適切に対応しなければならない。

3 加盟団体は、本協会が、倫理規程等に則り調査等が必要と判断し、加盟団体に協力を依頼した場合には、当該加盟団体は調査等に協力しなければならない。

4 前項により協力を依頼された加盟団体は、本協会から報告を求められれば、速やかに応じなければならない。

5 加盟団体は、本協会諸規程に基づき処分を科すことが想定される事案を独自に把握した場合には、速やかに本協会にその概要等について報告しなければならない。

## 第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第11条 新たに本協会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本協会会長に提出し、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

(1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）

(2) 加盟希望理由書

(3) 役員名簿

(4) その他本協会が必要と判断した資料

(脱退)

第 12 条 加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

## 第 6 章 監督

(検査)

第 13 条 本協会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、必要に応じて、その組織運営等に関し、検査を行うことができる。

(指導)

第 14 条 本協会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

(調査)

第 15 条 本協会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求めることができる。

(協力義務)

第 16 条 加盟団体は、第 13 条ないし 15 条に定める本協会の監督行為に対し、協力しなければならない。

(処分)

第 17 条 加盟団体が第 4 条ないし第 6 条に定める組織を有しないこととなったとき、第 8 条ないし第 10 条、及び第 16 条に定める義務を怠る等組織運営等に適性を欠いたとき、又は本協会の加盟団体として不相当と認められるときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については別に定める。

(不服申立)

第 18 条 本協会の決定した処分に不服があるときは、本協会又は当該加盟団体は、  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

本規程は、2023 年 6 月 1 日から施行する。

改定 2024 年 1 月 27 日